

佐賀大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)の実施については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教育研究の実施に伴う教員給与、研究費、旅費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門、研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により研究の実施に伴う教員給与、研究費、旅費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 産学官連携推進機構、各学部(理工学部を除く。以下同じ。)、工学系研究科、共同利用・共同研究拠点及び各学内共同教育研究施設をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があつた場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付与することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、民間等から寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあり、その設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益と認めたときは、各学部及び工学系研究科にあっては教授会、産学官連携推進機構、共同利用・共同研究拠点及び各学内共同教育研究施設にあっては当該施設等の長が適当と認める委員会の議を経て、その設置について学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書(別記様式第1号)
- (2) 寄附講座等の概要(別記様式第2号)
- (3) 担当教員の履歴書(別記様式第3号)及び就任承諾書(別記様式第4号)

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があつた場合は、寄附講座等の設置について教育研究評議会において審議後、役員会の議を経て、当該寄附講座等の設置を決定するものとする。

(存続期間等)

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以内とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例による。
(内容等の変更)

第8条 部局長は、寄附講座等の内容等を変更するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等には少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授、講師、助教又は助手相当者1人の教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

(寄附講座教員等の任用)

第10条 前条第2項の寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座教員等」という。)の身分は、臨時職員とする。

2 寄附講座教員等の選考は、国立大学法人佐賀大学教員選考規則(平成16年4月1日制定)に準じて行うものとする。

(寄附講座教員等の職務)

第11条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(客員教授及び客員准教授)

第12条 寄附講座教員等は、国立大学法人佐賀大学客員教授及び客員准教授選考規程(平成16年4月1日制定)に定めるところにより、「客員教授」又は「客員准教授」と称することができる。

(経費の受入れ)

第13条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座等の設置に係る経費は、国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程(平成16年4月1日制定)に定めるところにより奨学寄附金として受け入れるものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第14条 寄附講座教員等が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人佐賀大学知的財産管理規程(平成16年4月1日制定)を準用する。

(成果の公表)

第15条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、各部局長が定め、学長に届け出るものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 28 日改正）

この規程は、平成 19 年 2 月 28 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 7 月 10 日改正）

この規程は、平成 19 年 7 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 6 日改正）

この規程は、平成 22 年 7 月 6 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 24 日改正）

この規程は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。

別記様式第1号（第5条第2項第1号関係）

寄 附 申 込 書

平成 年 月 日

佐賀大学長 殿

個人又は民間機関等の長

印

下記のとおり，寄附講座等の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

寄 附 金 額	金 円
寄附の目的及び条件	(例) ○ ○ 寄附講座（研究部門）の設置のため
その他参考となる事項	寄附の方法 設置期間 その他

（注） 寄附の方法には，一括寄附又は分割寄附かの区別（分割寄附の場合は，その時期，金額）を明示のこと。

別記様式第2号（第5条第2項第2号関係）

寄 附 講 座 等 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄付者
- 4 寄付者の概要
- 5 寄附金額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附講座等の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第3号（第5条第2項第3号関係）

履 歴 書				
ふりがな 氏 名		男・女	本籍地	都道府県
生年月日	年 月 日生（歳）	現住所		
学 歴				
年 月				
職 歴				
年 月				
学会及び社会における活動等				
年 月				
賞 罰				
年 月				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日 氏 名 印				

(備考)

- 1 「学歴」欄は、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」欄は、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」欄は、本人の専攻、研究分野等に関連した事項について記入すること。

就 任 承 諾 書

年 月 日

佐賀大学長 殿

氏 名 印

私は、佐賀大学〇〇〇〇寄附講座設置の上は、当該寄附講座担当の教員として
年 月 日から就任することを承諾します。

（備考）

寄附研究部門については、この様式に準じて作成すること。